

学区外通学を希望されるみなさんへ



市では「市立学校通学区域に関する規則」により通学する学校を指定しています。

ただし、下表の許可基準に該当する場合、指定以外の学校への学区外通学を認められることがあります。

■許可基準に該当し、学区外通学を希望する場合

学校教育課、各支所で配付する許可申立書類(市ホームページからも取得可)を学校教育課または各支所へ提出する必要があります。

その他、特別な理由があり学区外通学を希望する場合は、個別に事情をお伺いして判断しますので、ご相談ください。

■相談・問／学校教育課

☎52513782



■学区外通学の主な許可基準

事由	許可学年	申立時期	許可期限	備考(提出書類)
他学区に家を新築中で、その学区の学校へ通学する	小・中学生 (入学予定者を含む)	随時 (入学予定者は 来年2月から)	転居まで	工事契約書などの写し (保護者名、新築中の家の住所、引き渡し年月日が分かる部分)
他学区へ転居したが、高学年のため引き続き従前の学校へ通学する	○小学校5年生(第2学期以降)・6年生 ○中学校2年生(第2学期以降)・3年生	転居届出時	小・中学校とも卒業まで	
他学区へ転居したが、学期末のため引き続き従前の学校へ通学する	小・中学生 (第1学期は6月20日以降、第2学期は11月23日以降、第3学期は12月24日以降)	転居届出時	当該学期終了まで	
保護者が共働きなどのため、児童を預ける親類知人宅などの住所地の学区の学校へ通学する	小学生のみ (入学予定者を含む)	随時 (入学予定者は 来年2月から)	小学校卒業まで ※中学校では不可。	保護者の「勤務証明書」、 「児童預かり承諾書」
保護者が共働きなどのため、児童を預ける児童センター(児童クラブ)の所在する学区の学校へ通学する	小学生のみ (入学予定者を含む)	随時 (入学予定者は 来年2月から)	小学校卒業まで ※中学校では不可。	保護者の「勤務証明書」、 「児童入会証明書」
保護者が自営業で営む店舗などで児童が下校するため、その店舗などの所在地の学区の学校へ通学する	小学生のみ (入学予定者を含む)	随時 (入学予定者は 来年2月から)	小学校卒業まで ※中学校では不可。	保護者の「勤務証明書」

How To in 福島市 おもてなし

walkを入れ替えれば色々な交通手段に使えますよ。

- It's a 10-minute **walk**.
- ・「歩いて」 **walk**
- ・「車で」 **drive**
- ・「電車で」 **train ride**
- ・「バスで」 **bus ride**



CASE.6 「おすすめⅡ」



What places do you recommend?
おすすめの場所はありますか？



You should visit Minka-en Historical Park.
民家園をおすすめします。



You can explore traditional buildings.
伝統的な建物を見て回れますよ。



Is it far?
遠いですか？



It's only a 10-minute walk!
歩いて10分です！

